

## 県立広島大学における研究活動の不正行為に対する取扱規程

平成19年10月23日

(趣旨)

第1条 公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の設置する大学（以下「大学」という。）において行われる研究活動の不正行為に対する対応等に関しては、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、法人の役員、職員及び大学の学生、研究員（以下「研究者等」という。）がその在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

一 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ・研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を適切な表示なく流用することをいう。）

二 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において、「部局」とは、各学部、大学院各専攻、総合教育センター、地域連携センター、学術情報センター、本部及び各キャンパス事務部をいう。

(不正防止対策)

第3条 理事長は、研究活動の不正行為の防止のために、研究者等への啓発活動に努めなければならない。

(総括)

第4条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、公立大学法人県立広島大学研究推進委員会（以下「研究推進委員会」という。）が総括する。

(通報窓口の設置)

第5条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、本学における公益通報を受ける窓口である本部総務課に置き、本部総務課の長をもって通報窓口を受け持つ担当者（以下、「通報窓口担当者」という）に充てる。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

一 不正行為に係る申立ての受け付け

二 不正行為に係る申立て及び提供された情報の整理

三 不正行為に係る申立て及び提供された情報の理事長及び研究推進委員会委員長への

## 取次ぎ

### 四 第11条に規定する異議申立ての理事長への取次ぎ

### 五 申立者（次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知

（不正行為に係る申立て）

第6条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した別紙申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

（職権による調査）

第7条 理事長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究推進委員会委員長に命ずることができる。

（予備調査）

第8条 研究推進委員会委員長は、第6条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 研究推進委員会は、予備調査等を実施するため、研究推進委員会の専門部会である不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。委員会の設置に関して必要な事項は、別に定める。

3 調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。

4 調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

5 調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を研究推進委員会に報告しなければならない。

6 研究推進委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者（第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。）に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

（本調査）

第9条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、研究推進委員会は、速やかに本調査を実施しなければならない。

2 前項の目的のため、研究推進委員会は、必要に応じて調査委員会を置くことができる。

3 研究推進委員会及び調査委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象

者からの事情聴取並びに申立てに係る書面にに基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。

4 研究推進委員会及び調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 関係者からの事情聴取
- 二 関係資料等の調査
- 三 その他本調査の実施に関し必要と認められる事項

5 調査委員会は、本調査の結果を研究推進委員会に報告しなければならない。

(審理及び判定)

第10条 研究推進委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。

2 研究推進委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 研究推進委員会は、第1項の判定の結果を理事長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(異議申立て)

第11条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、理事長に対して異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

第12条 理事長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、研究推進委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を理事長に報告しなければならない。

3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教員のうち理事長が指名した者4名
- 二 事務職員のうち理事長が指名した者1名
- 三 その他理事長が必要と認め、指名した者 若干名

4 研究推進委員会及び調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。

5 理事長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿

を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(再審理)

第13条 理事長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、研究推進委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。

2 研究推進委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第9条及び第10条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。

3 研究推進委員会は、前項の判定の結果を理事長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第14条 研究推進委員会は、第10条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

2 研究推進委員会委員長は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、研究推進委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する理事長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告

二 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知

三 関連学会、学術誌編集委員会等への通知

四 その他不正行為の排除のために必要な措置

3 研究推進委員会委員長は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

4 前項の公表の方法については、別に定める。

(調査対象者の保護)

第15条 研究推進委員会委員長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立て又は第7条に係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、研究推進委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第16条 研究推進委員会、調査委員会及び不服審査委員会は、第8条から第13条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第17条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 本学の役員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究推進委員会委員長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第20条 研究推進委員会委員長は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、研究推進委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 理事長及び研究推進委員会委員長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第21条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、本部総務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月23日から施行する。